

実践志向の検査実務講座

特別刑事法犯の 理論と検査

[1]

知能犯
労働災害
国際刑事法

城 祐一郎 著

立花書房

の合意に至るような場合は、法文上の「和解」を行ったことになります。ちなみに、「和解」とは、「争っている当事者に互いに譲歩することを求める争いを止めさせること」（上記「条解弁護士法」620頁）と解されています。

なお、それらの行為を「業として」行うことが要件とされていますが、これは、反復継続して行う意思で実施すれば足り、それが1回目であっても、理論的には、「業として」行ったことになります。

3 そして、それらの行為は、「報酬を得る目的」でなされる必要があります。その相談などの対価として代金の支払いをしてもらっているような場合には問題はないと思われますが、中には、その目的を認定できるかどうか微妙な場合もあります。

例えば、債務整理の相談に絡んで、その相談料などは一切取らないものの、その代わりに、債務整理のための資金を高金利で貸し付け、ただ、その貸付金については、債務整理の対象外として、自分の貸付金についてだけはその利息の支払いや元金の返済を確保しようとする場合などは、「報酬を得る目的」があったといえるのだろうかと問題になるケースもあり得ます。しかしながら、この場合も、高金利の利息を確実に得る目的があり、その前提として非弁活動をするのですから、その非弁活動は「報酬を得る目的」によるものと認めてよいと思われます。

4 また、先のような法律相談などはしなくとも、提携している弁護士を「周旋」することを業とする場合もあります。これも先に述べた弁護士法72条の中に禁止行為として規定されております。その「周旋」とは、「依頼を受けて、訴訟事件等の当事者と鑑定、代理、仲裁、和解等をなす者との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいう。」（名古屋高等裁判所金沢支部判決昭和34年2月19日・下級裁判所刑事判例集1巻2号308頁）とされています。

そして、その「周旋」は、必ずしも弁護士を紹介するものではなく、非弁護士を紹介するものであっても差し支えなく、それが業として行われていれば足りるものです。

5 また、弁護士法は、弁護士でないものが、弁護士であるとか、法律事務